

中津川市川上地区情報通信環境整備事業
企画提案仕様書

中津川市
令和2年4月

1. 事業名

中津川市川上地区情報通信環境整備事業

2. 事業の目的

現在、中津川市川上地区では、HFC方式による地上デジタル放送サービス及びインターネットサービスを提供している。その一方で、川上地区を除くその他の地域では、FTTH方式によるインターネットサービスを提供しており、川上地区とその他の地域では通信速度等に格差が生じている。

令和2年度から実施する中津川市川上地区情報通信環境整備事業（以下「本事業」という。）は、これらの情報通信格差と地上デジタル放送の難視聴を解消するため、川上地区に光ファイバ網を整備し、FTTH方式による地上デジタル放送サービス及びインターネットサービスを提供できる環境（以下「情報通信環境整備」という。）を実現させるとともに、各家庭や事業所、公共施設にWi-Fiを普及させることを目的とする。

3. 事業の概要

（1）実施方針

- ①本事業は、民設民営方式により民間の電気通信事業者（以下「事業者」という。）が、中津川市川上地区に光ブロードバンド（FTTH）を整備し、地上デジタル放送サービス及びインターネットサービスを提供し、また、かわうえケーブルテレビのサービス廃止後、施設の撤去を行うものとする。
- ②事業者は、令和2年度総務省高度無線環境整備推進事業の補助金交付申請および実績報告等を行い、補助金の交付を受けること。
- ③中津川市は、令和2年度総務省高度無線環境整備推進事業を活用し、民設民営方式による情報通信環境整備を行う事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

（2）整備の方針

情報通信環境整備は光ブロードバンド（FTTH）方式とし、計画に基づき事業者が主体となって基盤整備に取り組むこと。

（3）整備後の運用方針

整備された施設は事業者の資産とし、地上デジタル放送及びインターネット等サービスの提供にかかる加入促進については、当該事業者によって行われるものとする。また、運営費及び災害対策費を含む維持管理費並びに機器更新など、整備後にかかる費用は事業者が負うものとし、市は一切の負担を行わない。

（4）サービス提供範囲

整備対象地域は、仕様別表1のとおり中津川市川上地区とする。

なお、当該地域内に所在する公共施設等を整備エリアとして考慮すること。

4. 事業期間及び範囲

補助金交付決定の通知日以降、令和3年9月末までに地上デジタル放送サービス及び光ブロードバンドサービスを提供開始すること。ただし、事業期間中において、サービスの提供が可能となった地域については、順次サービスを開始することとする。

現在、公設公営で運用中のかわうえケーブルテレビは、令和4年3月末をめどにサービスの提供を廃止する予定である。

- ・全体期間：補助金交付決定日から令和5年3月31日まで
- ・令和2年度：総務省高度無線環境整備推進事業補助対象整備
- ・令和3年度：総務省高度無線環境整備推進事業補助対象外整備、初期・TV切替工事
- ・令和4年度：かわうえケーブルテレビ撤去

5. 補助金要望額

(1) 総事業費、市の補助金要望額（総額及び年度ごと）、高度無線環境整備推進事業費を提案すること。

(2) 補助金の交付は、「中津川市補助金交付規則（昭和36年中津川市規則第4号）」及び「中津川市高速情報通信環境整備推進事業費補助金交付要綱」に基づき処理を行う。

(3) 本事業における本市からの補助金の上限額は、120,835千円とする。ただし、各年度の補助金上限額を以下のとおりとする。

- ・令和2年度 49,302千円

※高度無線環境整備推進事業を除く整備費用として

- ・令和3年度 36,080千円

※整備費、初期・TV切替工事費（317件）として

インターネット・映像サービスの加入申込時に発生する必要最低限の工事費・手数料等の初期費（テレビの接続工事は4台まで）。

オプション工事費（ブースター設置等）、電話サービス工事費などについて、市は一切負担しない。

- ・令和4年度 35,453千円

※かわうえケーブルテレビ撤去費として

撤去設備は、仕様別表2のとおりとする。

(4) 各年度の補助金の支払いは、年度毎に実績報告書の提出を受け確認検査を行った後、請求書の提出を受け行うものとし、事業者決定後に提案内容等により協議するものとする。

6. サービス提供に係る要件

サービスに関して本市が求める要件は次のとおりとする。

(1) サービスの種類

補助金の交付を受けた事業者が提供するサービス又は当該事業者が提供するサービスを利用して当該事業者以外の事業者が提供するサービスが望ましい。

(2) サービスの対象地域要件

サービス対象地域については、地域特性、居住地域等を考慮し、整備の基本的な考え方と具体的な整備ルート（エリア）を提示すること。また、整備対象地域の現居住者が加入を希望する全世帯にサービスを提供可能とすること。

(3) 光ブロードバンドサービス

- ①通信速度は、ベストエフォート型で通信速度 1 Gbps 以上のサービスを提供できること。
- ②企業誘致を考慮し、全国でVPN（Virtual Private Network）を構築できること。
また、本サービスは、インターネットを介さないことが望ましい。
- ③将来的な拡張性並びにIPアドレス枯渇問題を考慮し、伝送網の通信規格がIPv6に対応できること。

(4) 映像サービス

- ①家庭のテレビで地上デジタル放送、BS 放送及びCS 放送が視聴できること。
- ②ビデオオンデマンド（VOD）や映画、アニメ、音楽などの専門チャンネルの映像サービスが提供できること。

(5) ネットワークの信頼性及び安全性

- ①外部からのインターネットウイルス進入防止と感染時の駆除、迷惑メールやフィッシング詐欺対策に対応したセキュリティ機能を有していること。
- ②災害発生時やトラフィックの集中によるサービスの中断が、極力発生しないような通信回線や通信装置の耐久性・冗長性を考慮した設計がなされていること。
- ③光サービス提供装置が設置されている建物（場所）について、停電対策（非常用電源の確保）が実施されていること。

(6) IP電話サービス

- ①現在利用中の電話番号を変更せずに利用できること。
- ②現在利用中の電話に関する付加サービスを概ね利用できること。
- ③IP電話サービスに加入した場合、利用中の固定電話契約が解約できること。

(7) 保守・アフターサービス

- ①故障受付については、24 時間 365 日対応可能であること。
- ②光ブロードバンドサービスに関するヘルプデスクを設置すること。

(8) その他

- ①本事業は、利用者が事業者の需要予定数に満たない場合においても、事業者判断により本サービスを停止せず、併せて将来にわたり安定的かつ継続的なサービス提供

が可能であること。(ただし、保守・保全作業、新サービス移行に伴うサービス停止を除く)

- ②本事業にて整備した提供エリアにおいて、サービス提供に必要な設備の最大収容数より多くの利用希望が発生した場合は、事業者負担にて設備を増設すること。
- ③今後の技術革新に伴う新サービスについては、基本的に事業者にて対応すること。
- ④整備後の将来に向けて、整備基盤を利活用した各種行政サービス等の提案を行うこと。なお、当該提案については、本事業の補助金上限額には、含まないものとする。
- ⑤本事業終了後、整備地域における加入状況等を4半期ごとに報告すること。そのほか、中津川市における地域情報化に向けて参考となる資料は、積極的に提供すること。

7. 定例報告

交付決定のあった月の翌月から、毎月15日までに前月の進捗状況を報告すること。

8. 関係法令等の適用、遵守

本事業は電気通信事業法、その他関係法令及び中津川市例規の適用を受けるとともに、これを遵守しなければならない。

9. その他

本事業は、事業者が整備する光ブロードバンド情報基盤の設備構築等の事業費に対し一定の費用を助成するものである。なお、事業者が整備し、その後、事業者が保有・維持管理するこれらの設備に関して詳細な仕様は特に要求せず、「6. サービス提供に係る要件」に記載のサービスを実現できる設備仕様であること。

各仕様を満たさない場合であっても、同等以上の代替案等を提案することにより、参加は認めるものとする。

10. 本事業に関する窓口

中津川市総務部情報政策課

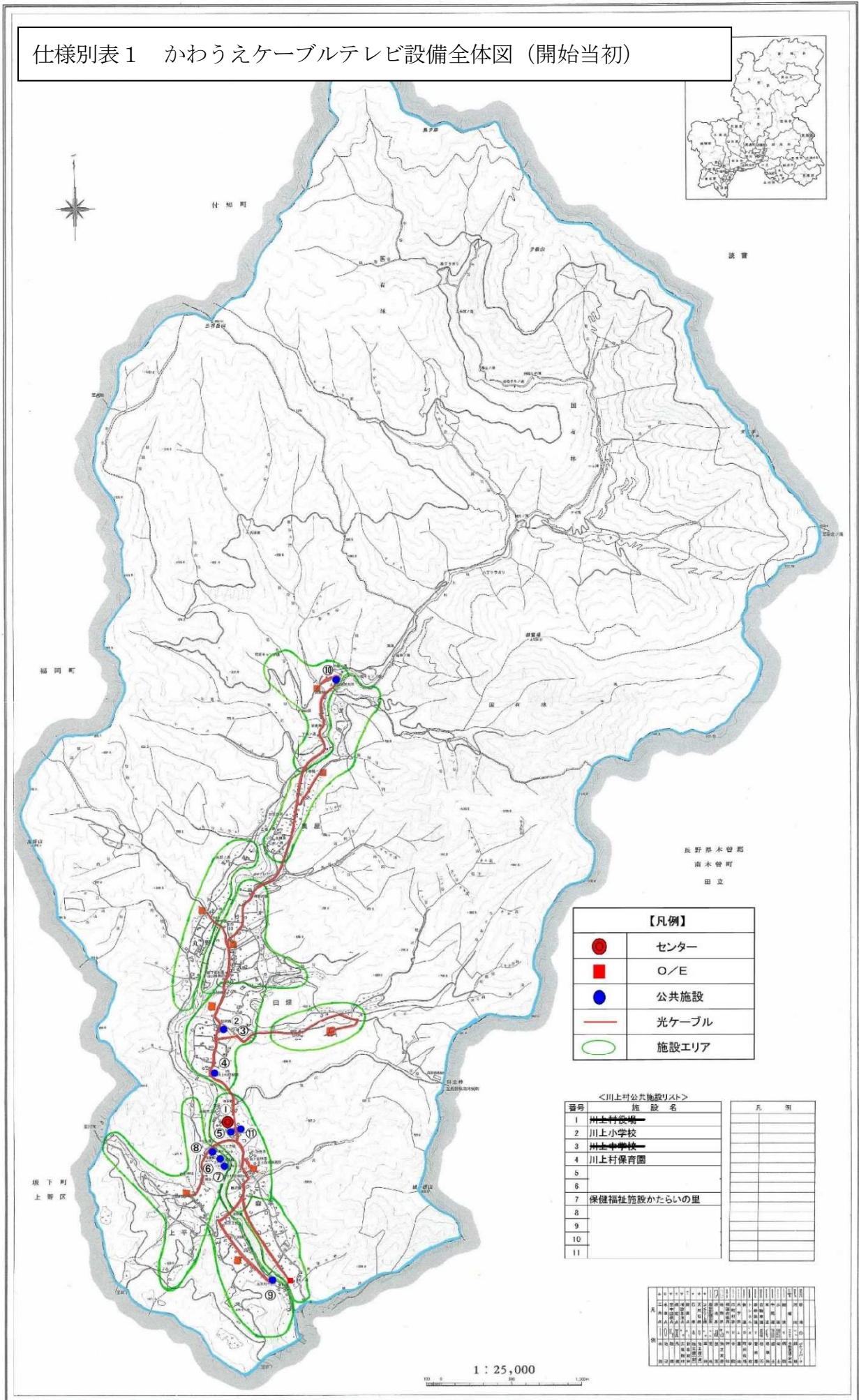
住 所：〒508-8501 岐阜県中津川市かやの木町2-5

電 話：0573-66-1111 (内線665・666)

F A X：0573-66-5209

E-mail：proposal-kawaue@city.nakatsugawa.gifu.jp

仕様別表1 かわうえケーブルテレビ設備全体図（開始当初）



【凡例】

●	センター
■	O/E
●	公共施設
—	光ケーブル
○	施設エリア

<川上村公共施設リスト>

番号	施設名	凡例
1	川上村役場	
2	川上小学校	
3	川上中学校	
4	川上村保育園	
5		
6		
7	保健福祉施設かたらいの里	
8		
9		
10		
11		

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

仕様別表 2

かわらえケーブルテレビ撤去設備

品名	数量	単位
電柱	6	本
架空ケーブル（メタル・光）	36,770	m
上部支線	5	条
下部支線	5	条
吊り線	23,411	m
ハンガ	23,411	m
柱上BOX（搭載機器等を含む）	15	式
分配機（柱上）	54	個
アンテナ、受信設備（受信点）	1	式
アンテナ（局舎前）	1	式
局舎内CATV装置架（搭載機器類等を含む）	8	架
局舎内無停電電源装置	2	式
局舎内放送設備（卓・機器等を含む）	1	式
屋外引込線	317	条
保安器	317	個
添架廃止申請	1	式